

議案第 83 号

十和田地区環境整備事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、十和田地区環境整備事務組合理約を別紙のとおり変更するものとする。

令和 元 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

監査制度の独立性及び専門性の強化を図るため、組合議会議員からの選任に代えて、識見を有する者から監査委員を選任することとするため、規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

十和田地区環境整備事務組合格約の一部を変更する規約

十和田地区環境整備事務組合格約（昭和42年青森県知事指令第3417号）の一部を次のように変更する。

第11条第2項中「管理者が組合の議会の同意を得て組合議員のうちから選任するものとし」を「十和田市代表監査委員をもってこれに充て」に、「十和田市監査委員のうち識見を有する者のうちから選任される監査委員をもってこれに充てる」を「管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任する」に改め、同条第3項中「組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては、十和田市監査委員の任期によるもの」を「代表監査委員にあつては十和田市代表監査委員の任期によるものとし、代表監査委員以外の監査委員にあつては4年」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 代表監査委員は、十和田市代表監査委員である監査委員をもってこれに充てる。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 変更前の十和田地区環境整備事務組合格約第11条第2項の規定により十和田地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）の議会の議員のうちから選任された監査委員であった者であつて令和2年3月19日に在職していたものは、変更後の十和田地区環境整備事務組合格約第11条第2項の規定により組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任される監査委員が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。